

◆ 試験範囲の細目と出題回数 ◆

■表中の「計」とは、過去26回（2002年10月試験から2010年1月試験まで）のFP技能検定2級学科試験から出題された合計回数です。出題された問題が複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目の出題回数に加えています。

C 金融資産運用

試験範囲	範囲の細目	2009年度			計	
		5月	9月	1月		
1. マーケット環境の理解 (第1章)	1. 主要なマーケット指標に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること					
	(1) 株式・為替・債券・金利・商品などマーケットの特徴と相互関係		○	○	5	
	(2) 景気・物価指標					
	イ 経済成長率、ロ 国内総生産、ハ 景気動向指数、ニ 日銀短観・業況判断DI、ホ 景気循環、ヘ マネーサプライ、ト 個人消費関連					13
	2. マーケットの変動要因に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること				1	
	(1) 金利の決まり方	○	○		3	
	(2) 為替・金利の変動要因				2	
	(3) 株式・債券価格の変動要因				1	
	(4) 景気動向が株式・為替・債券に与える影響				2	
	(5) 金融政策とそれが市場に与える影響				9	
(6) 財政政策とそれが市場に与える影響				2		
(7) 外国為替相場の決定理論				1		
3. 相場動向に応じた金融商品選択について一般的な知識を有すること				3		
2. 預貯金・金融類似商品等 (第2章)	1. 預貯金、信託商品、金融債の種類と特徴に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること				8	
	(1) 各種預金の種類と特徴	○		○	14	
	(2) 金銭信託、貸付信託、ビッグ、ヒットなど信託関連商品の特徴				9	
	(3) 金融債の種類・発行金融機関				2	
	(4) 郵便貯金商品の特徴			○	9	
2. 金融類似商品の仕組みと特徴に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること						
3. 投資信託 (第3章)	(1) 純金積立、金スプレッド取引など貴金属関連商品の特徴				1	
	(2) 抵当型商品の種類・特徴					
	(3) 信託型商品（ファントラ、特金等）					
	(4) 不動産小口化商品の特徴				1	
	3. 各種金融商品の金利・利回り計算の仕組みについて一般的な知識を有すること					
	1. 証券投資信託の仕組みと特徴に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること		○	○	9	
	(1) 投資信託の仕組み		○	○	6	
	(2) 販売手数料、信託報酬と信託財産留保額				1	
	(3) 公社債投信と株式投信			○	3	
	(4) 単位型投信と追加型投信		○		2	
	(5) 会社型投資信託と契約型投資信託				1	
	(6) 主要な投資信託商品の特徴				5	
	(7) 上場投信の特徴			○	4	
	(8) 証券投資信託のメリットとリスク					
	2. 投資信託の分類方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること					
(1) 投資対象による分類						
(2) 運用スタイルによる分類		○	○	15		
(3) 運用目的による分類						
3. 特殊なファンドの仕組みと特徴に関し、一般的な知識を有すること						
(1) 外国投信				1		
(2) 代替投信						
イ プライベート・エクイティ・ファンド、ロ 商品ファンド						
(3) 証券投資信託の類似商品				1		

過去問 @ 6章

— この章から出題された最近の試験問題 —

● 2010年1月/2級学科試験出題 ●

所得税の各種控除に関する次の記述のうち、年末調整により適用が受けられる場合はどれか。

1. 給与所得者が、同一生計の親族の医療費を支払ったことにより、医療費控除の適用を受ける場合
2. 給与所得者が、居住開始の年分について住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
3. その年の合計所得金額が1,000万円以下の給与所得者が、配偶者特別控除の適用を受ける場合
4. 給与所得者が、災害により資産に損害を受けたことにより、雑損控除の適用を受ける場合

正解 3 (140ページ参照)

● 2009年1月/2級学科試験出題 ●

所得税の青色申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. すでに業務を行っている者が、新たに青色申告の適用を受ける場合には、適用を受けようとする年の翌年3月15日までに青色申告承認申請書を提出しなければならない。
2. 1月16日以降に新たに業務を開始した者で、その年分から青色申告の適用を受けようとする場合には、その業務開始の日から2ヵ月以内に青色申告承認申請書を提出しなければならない。
3. 青色申告特別控除額は、最高で65万円である。
4. 青色申告者は、所定の帳簿書類を備え付け、取引を記録し、その帳簿書類を保存しなければならない。

正解 1 (147ページ参照)

理解度テスト 2

次の文章を読んで、正しいものには○を、誤っているものには×を記入しなさい。

問 題	解答欄
1 個人が法人から贈与を受けた場合は、贈与税の課税対象になる。	
2 保険料負担者と被保険者が同一の生命保険契約で被保険者に保険事故が発生したケースで、保険料負担者以外の者が満期保険金を取得した場合は、贈与税が課税される。	
3 父が時価2,000万円（相続税評価額1,600万円）の土地を1,200万円で子どもに売却した場合、父から子どもに400万円の贈与があったものとみなされる。	
4 離婚による財産分与によって取得した財産には、原則として贈与税は課税されない。	
5 子どもが父から無償で土地を借り受け建物を建築した場合、父から子どもに借地権の贈与があったものとして贈与税が課税される。	
6 子どもが平成22年中に、父から500万円、母から200万円の贈与を受けた場合、贈与税の課税対象額は590万円である。なお、相続時精算課税制度は選択しないものとする。	
7 贈与税の配偶者控除を適用する予定で居住用財産を贈与した年に贈与者が死亡した場合は、贈与税の配偶者控除の適用は受けられない。	
8 贈与税の申告を必要とする者が、その申告をしないで死亡した場合は、その死亡した者の相続人等がその相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、その死亡した者に代わって贈与税の申告をしなければならない。	
9 相続時精算課税制度の適用において、贈与財産の種類、金額、贈与回数には制限がない。	
10 相続時精算課税制度を選択する場合は、その選択する最初の贈与を受ける日の前日までに届け出書を税務署長に提出しなければならない。	

(解答は270ページ)

ケース 1 自営業者が受け取る公的年金

顧客の状況

Aさんは2人の従業員を雇って飲食店を営む自営業者である。今年、50歳を迎えたこともあり、将来受給できる公的年金のことが気になり始めている。Aさんには国民年金保険料を支払っていない時期及び免除を受けた時期があり、将来受け取れる年金額を知りたがっている。

また、老後生活の安定を図る方法はないか検討している。

〈Aさんのデータ〉

- (1) 生年月日：昭和35年4月2日
- (2) 国民年金保険料納付期間
：昭和60年4月～平成12年5月、平成15年6月～平成22年3月（264カ月）
なお、60歳になるまで保険料を納付し続けた場合は384カ月になる。
- (3) 国民年金保険料全額免除期間：平成12年6月～平成15年5月（36カ月）
- (4) 国民年金保険料滞納期間：昭和55年4月～昭和60年3月（60カ月）
- (5) 厚生年金保険及び共済組合の加入期間：なし（0カ月）

Q1 Aさんはいつから公的年金を受給でき、またその額はいくらになるか。

(1) 老齢基礎年金の受給要件

満20歳以上60歳未満の国民は、すべて国民年金に加入しなければならない（強制加入）。加入者は〔図表1〕のように第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類に分類され、それぞれ保険料の負担や年金給付の内容などが異なっている。